

## ■□ 第1章 計画の策定にあたって

---

# 1 計画策定の趣旨

鹿嶋市では、平成18年3月に「鹿嶋市男女共同参画計画（平成18年度～平成27年度）」を策定し、（1）人権の尊重、（2）参画機会の平等、（3）性の尊厳の確立の3つの基本理念のもと、『輝いて 自分らしく生きられるまち 鹿嶋』を将来像に掲げ、自分らしさを大切にしながら、大いに輝いて自立し、安らぎと活力のある生活を実感できる地域社会の実現を目指し、市民・市民団体、事業者と連携・協力して、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めて参りました。

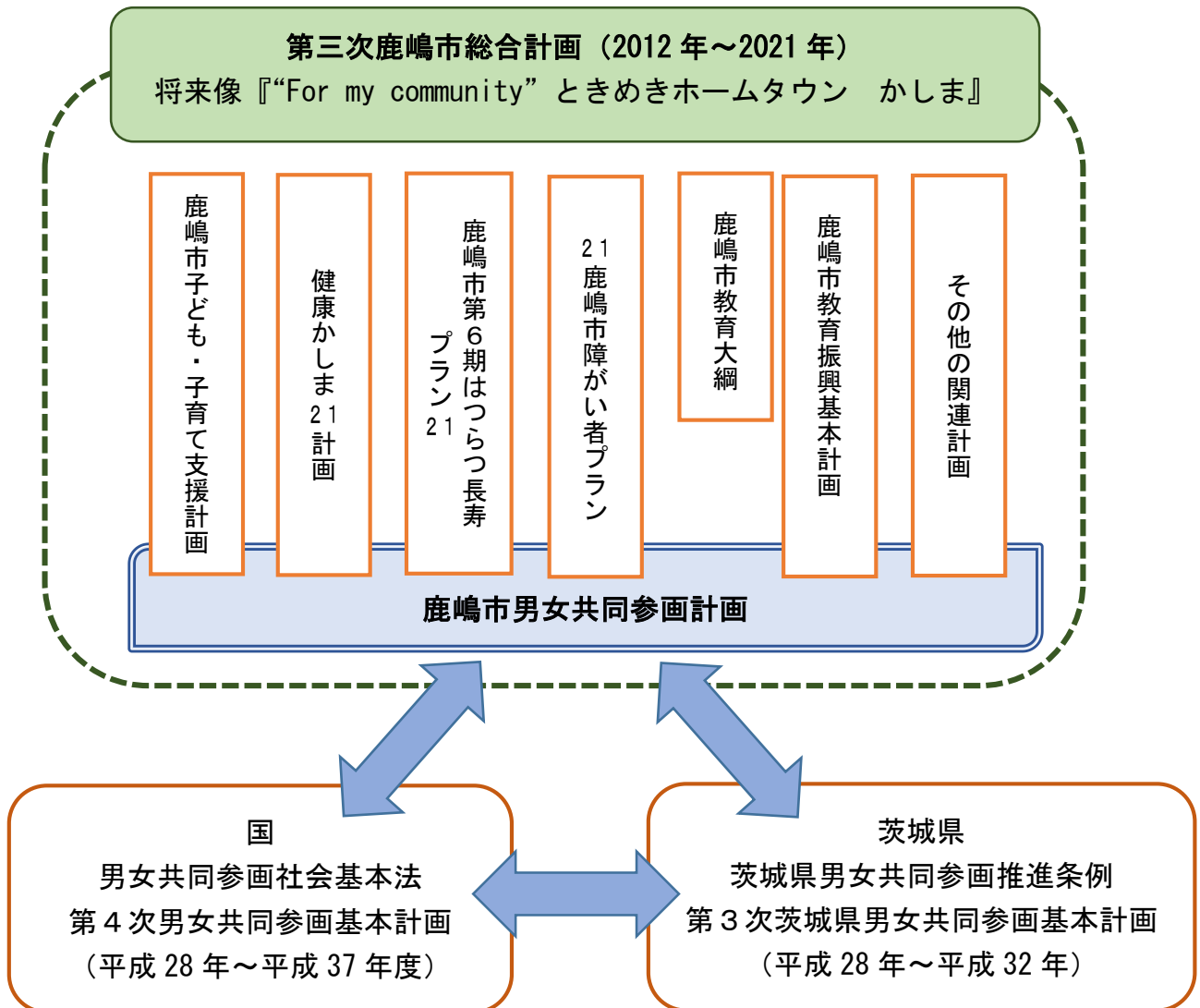
この間にも少子化の進行による人口減少問題、急速な高齢化の進行、社会経済の低迷、失業者や非正規雇用労働者の増加などによる雇用の不安定化、個人の価値観やライフスタイルの多様化など、近年の地方自治体を取り巻く社会経済情勢は刻々と変化しています。一方で、男女共同参画に対する市民の理解は深まりつつあるものの、「男性は仕事、女性は家庭」などの固定的な性別役割分担意識は依然として強く残っており、あらゆる分野における男女の不平等感、性差に対する偏見や様々な社会制度・慣行も依然として解消されていません。

このような中で、性別や世代にとらわれず、自分らしく輝き、自立して安らぎと活力ある生活を実感できる鹿嶋市を実現するためには、より一層の意識改革と女性の更なる社会参加の促進、働き方の見直し、そのための環境整備など、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが求められています。

こうした現状を受け、国、県の男女共同参画基本計画を勘案し、上位計画である第三次鹿嶋市総合計画を踏まえ、同計画の掲げた市の将来像である『“For my community”ときめきホームタウン かしま』の実現を目指す中においては、各分野において男女共同参画の視点が反映される必要があります。このため、第1次計画に引き続き、各分野におけるこれからの男女共同参画の方向性を示すため「第2次鹿嶋市男女共同参画計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付け、「第三次鹿嶋市総合計画」を上位計画とし、その他の関連する計画に係る男女共同参画の視点の方向性を示し、男女共同参画に関する施策が総合的かつ計画的に推進されるよう策定するものです。



関連法：

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」

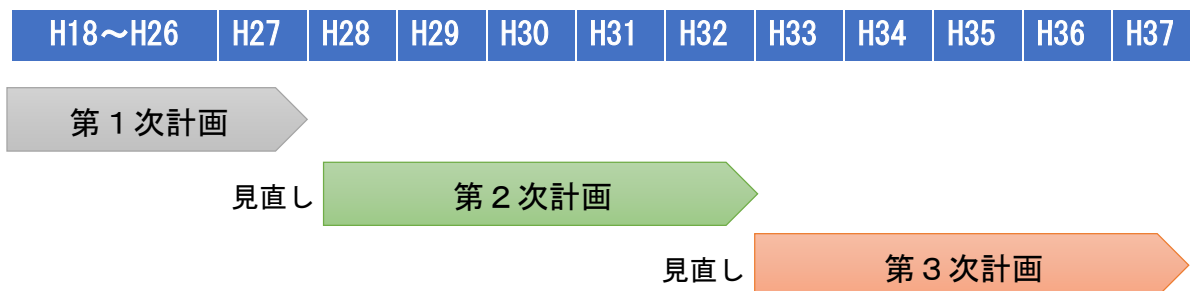
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

「次世代育成支援対策推進法」

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」

### 3 計画の期間

本計画は、平成28年度を初年度とし、平成32年度（2020年度）までの5カ年を計画期間とします。



### 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、第1次計画の進捗状況を検証するとともに、男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、男女共同参画の推進状況を分析するとともに、鹿嶋市の男女共同参画の推進についてのご意見・ご要望を伺い、策定の基礎資料としました。

これらの資料をもとに、国、県の方向性を踏まえ、市の課題を整理した上で、男女共同参画の推進を図ることを目的に設置する『鹿嶋市男女共同参画推進委員会』において計画内容の審議を進めました。